

地方独立行政法人府中市病院機構の役員報酬等の支給基準について

1 報酬等の考え方

地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

また、報酬等の支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

法人における役員の報酬等の基準については、上記事情を総合的に考慮して以下のとおり定める。

2 役員の報酬の支給基準

役員の報酬は、基本報酬、通勤手当及び賞与とする。ただし、職員兼務役員は、役員としての報酬は基本報酬のみとする。

(1) 基本報酬

役職名	常勤役員	職員兼務役員	非常勤役員
理事長	月額800,000円	月額200,000円	
副理事長	月額500,000円以内	月額100,000円	日額30,000円
理事	月額300,000円以内	月額50,000円	日額30,000円
監事			日額30,000円

(2) 通勤手当

ア 常勤役員 職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

イ 職員兼務役員 職員給与規程により支給する。

ウ 非常勤役員 勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給する。

【参考 職員給与規程（案）による通勤手当の主な内容】

◎交通機関等の利用者

通勤に要する運賃（定期券）等の額に相当する額

◎自動車等の利用者

通勤距離により 2,500 円から 24,500 円までの範囲で支給

(3) 賞与

ア 支給対象者

基準日（6月1日・12月1日）に在職する常勤役員に対して支給する。

イ 賞与の額の算定

基本報酬月額×100分の120×支給率(3.95月)×基準日前6月に勤務した期間に対応する勤務期間率

※支給率3.95月は平成24年度の予定のもの

3 役員の退職手当の支給基準

- (1) 理事長・副理事長の退職手当の額の算定

基本報酬月額×在職月数×100分の30

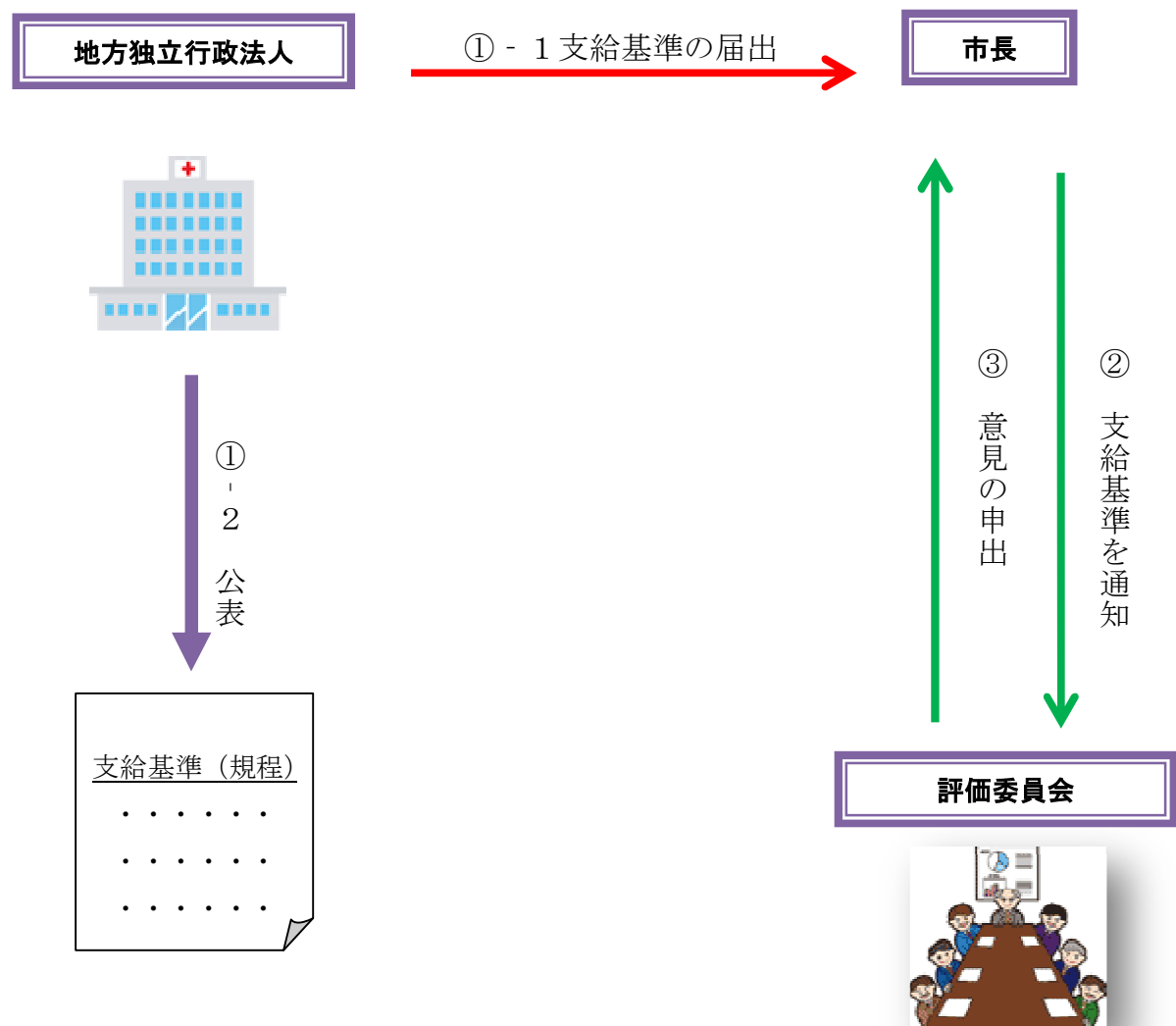
- (2) 理事の退職手当の額の算定

基本報酬月額×在職月数×100分の10

※ 退職手当の額は、法人の業績及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとする。

4 市長・法人と評価委員会の関係図

役員に対する報酬等の支給の基準に関する手続の市長、法人及び評価委員会の関係図は次のとおりである。(○囲み数字は、手順を示す。)



5 関係法令等

(1) 地方独立行政法人法（抜粋）

（役員の報酬等）

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

6 地方独立行政法人府中市病院機構役員報酬等規程（案）

別紙

7 地方独立行政法人府中市病院機構役員退職手当規程（案）

別紙

8 参考資料

(1) 府中市特別職

	給料月額	通勤手当	期末手当	退職手当
市長	825,000 円	一般職の例による	給料月額×1.2×3.95	給料月額×1年につき 4.35
副市長	671,000 円			給料月額×1年につき 2.70
教育長	627,000 円			給料月額×1年につき 2.40

(2) 他の地方独立行政法人との比較

ア 報酬（給料）月額

法人名	報酬（給料）月額						備考
	常勤役員			非常勤役員			
	理事長	副理事長	理事	副理事長	理事	監事	
那覇市立病院	月額 839,000 円 兼務：地域手当 と医師手当を 加算	—	—	—	月額 20,000 円	月額 50,000 円	・副理事長なし ・理事は非常勤
桑名市民病院	年俸 7,764,000 円 兼務：年俸の 1/12 に 482,000 円を加算	年俸 6,211,200 円 兼務：規程なし	—	—	日額 6,700 円	日額 6,700 円	・理事は非常勤
加古川市民 病院機構	月額 900,000 円 兼務（役員手当） 月額 200,000 円	月額 900,000 円以下 兼務（役員手当） 月額 100,000 円	月額 900,000 円以下 兼務（役員手当） 月額 50,000 円	—	日額 30,000 円	日額 30,000 円	・職員兼務の場 合は職員給与 規程の額に役 員手当を加算
府中市 病院機構	月額 800,000 円 兼務（基本報酬） 月額 200,000 円	月額 500,000 円以内 兼務（基本報酬） 月額 100,000 円	月額 300,000 円以内 兼務（基本報酬） 月額 50,000 円	日額 30,000 円	日額 30,000 円	日額 30,000 円	・職員兼務の場 合は職員給与 規程の額に基 本報酬を加算

イ 賞与・退職手当

法人名	賞与	退職手当	備考
那覇市立病院	$(\text{基本報酬月額} \times 1.2) \times 3.1 \text{ 月}$ ※非常勤役員は支給なし	$\text{退職時の給料月額} \times \text{在職年数} \times 1.5$ ※非常勤役員は支給なし	・副理事長なし ・理事は非常勤
桑名市民病院	業績年俸として支給 ・理事長 3,455,000 円 ・副理事長 2,764,000 円 ※非常勤役員は支給なし	$\text{月例年俸} \times 1/12 \times (0.8 \sim 1.2 \text{ の範囲で理事会が決定する率})$ ※非常勤役員は支給なし	・理事は非常勤
加古川市民病院機構	業績手当として支給 $\text{給料} \times 1.2 \times 3.9 \text{ 月分}$ ※非常勤役員は支給なし	$\text{基準額} : 50,000 \text{ 円} \times \text{在職期間の月数}$ ※基準額を上限に当該役員の功労に応じ理事会が決定 ※非常勤役員は支給なし	・職員兼務役員の退職手当は、職員の規定を適用
府中市病院機構	$\text{基本報酬月額} \times 1.2 \times 3.95 \text{ 月}$ ※非常勤役員は支給なし	理事長 $\text{基本報酬月額} \times \text{在職月数} \times 0.3$ 副理事長 理事長と同じ算定式 理事 $\text{基本報酬月額} \times \text{在職月数} \times 0.1$ ※非常勤役員は支給なし	・職員兼務役員の賞与及び退職手当は、職員の規定を適用